

平成19年度分 市民税 減額申告書  
 県民税

受付印 相生市長 あて	現住所		整理番号
	平成20年 1月1日現在の住所		電話番号
提出年月日	平成19年 1月1日現在の住所		
年 月 日	フリガナ		生年月日
	氏 名	印	明・大・昭・平 ・ ・

平成19年度分県民税及び市民税について、地方税法の一部を改正する法律(平成18年法律第7号)附則第6条第1項及び第12条第1項の規定の適用を受けたいので、同法附則第6条第3項及び第12条第3項の規定により申告します。

- 備考 1 この申告書は、平成20年7月1日から同月31日(同月1日以降にこの減額措置の適用を受けられる状態となったときは、当該状態となった日から1月を経過した日の前日)までの間に、平成19年1月1日現在における住所所在地の市町村長に対して提出してください。
- 2 「整理番号」の欄は、記載しないでください。

市税等還付金口座振込依頼書

上記申告により還付金がある場合は、次の口座に振り込んでください。

振込先 金融機関	銀行 組合 金庫 農協	支店 本店 出張所	種目	普通(総合) 当座・その他
口座番号		フリガナ 振込口座 名 義		

還付先について、郵便局及びインターネット上に存在する銀行は取扱いできません。  
 還付については、本市における未納の徴収金がないことが前提です。ある場合には、未納徴収金に充当することがあります。  
 65歳以上で所得125万円以下の非課税措置の廃止に伴う経過措置に該当する方は、課税金額が2/3に減額されていることから、還付金額も2/3になります。